

○浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金交付規程

令和 2 年 3 月 30 日

告示第45号

改正 令和 6 年10月 2 日告示第115号

令和 7 年 3 月 4 日告示第21号

(目的等)

第 1 条 浦添市内の介護事業所を運営する法人が外国人介護職員を受入れに要する費用の一部について、市が予算の範囲内で浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、円滑な外国人介護職員の受入れの推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関して必要な事項は、浦添市補助金等の交付に関する規則（平成 24 年規則第 3 号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(令 7 告示21・全改)

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 受入れ事業所 介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第 115 条の32に定める介護サービス事業者が運営する事業所又は法第115条の45第 1 項第 1 号ロに定める第 1 号通所事業を実施する事業所であって、市内に所在し、外国人介護職員を介護従事者として雇用する事業所をいう。

(2) 外国人介護職員 次のアからオまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 外国人技能実習生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第 1 の 2 に掲げる外国人の技能実習の資格を持って在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入れ事業所によって雇用されているものをいう。

イ 特定技能外国人 入管法別表第 1 の 2 に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入れ事業所によって雇用されるものをいう。

ウ 特定活動外国人 出入国在留管理庁が示す「「特定技能 1 号」に移行予定の方に関する特例措置について」により、特定活動（6 月・就労可）の資格を持って在留する者であって、受入れ事業所によって雇用されるものをいう。

エ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本

国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入れ事業所によって雇用されるものをいう。

オ 在留資格「介護」を持つ外国人 入管法別表第1の2に掲げる外国人の介護の資格を持って在留する者であって、受入れ事業所によって雇用されるものをいう。

(令7告示21・追加)

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和2年4月1日以降に新たに外国人介護職員と雇用契約を締結した運営法人で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条の規定により指定された浦添市内の施設又は事業所を持つ者
- (2) 市税、県税及び国税を滞納していない者
- (3) 浦添市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当する者が属する法人又はそれらの暴力団若しくは暴力団員と密接な関係のある法人に該当しない者
- (4) その他市長が適当と認める者

(令7告示21・旧第2条繰下・一部改正)

(補助対象の範囲及び額)

第4条 補助金の額は、外国人介護職員受入れに対して、直接必要となる費用（人件費、諸謝金、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料、賃借料及び委託料）の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1会計年度につき外国人介護職員1人当たり6万円を上限とする。
- 3 補助金の支給対象となる期間は、外国人介護職員の受入れを行う期間とし、外国人介護職員1人当たり3会計年度を上限とする。
- 4 前項の規定に関わらず、外国人介護職員又は受入れ事業所が、国、県又は民間団体等から同様の経費について補助金等（沖縄県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金を除く。）の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、補助の対象としない。

(令7告示21・旧第3条繰下・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業概要調書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

（令7告示21・旧第4条繰下）

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（令7告示21・旧第5条繰下）

（変更等の申請）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の決定後に申請内容の変更若しくは当該交付決定を受けた事業を中止又は廃止する場合においては、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金変更等交付申請書（様式第4号）に関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

（令6告示115・全改、令7告示21・旧第6条繰下）

（変更等の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、その旨を決定し、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金変更等交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（令6告示115・一部改正、令7告示21・旧第7条繰下）

（補助金の交付）

第9条 補助金は、補助事業が完了し第11条の規定による報告があった後に補助事業者に交付するものとする。ただし、市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、第6条の規定による補助金の交付決定をした後において、概算払により交付することができる。

（令7告示21・旧第8条繰下・一部改正）

（概算交付の請求）

第10条 補助事業者が前条ただし書の概算払を受けようとする場合には、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金概算交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（令7告示21・旧第9条繰下）

（補助金の実績報告）

第11条 補助事業が完了したときは、その日から起算して14日以内に、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金実績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

（令7告示21・旧第10条繰下）

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を審査した上で、速やかに補助金の額の確定し、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（令7告示21・旧第11条繰下）

（精算払の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金精算請求書（様式第9号）により、速やかに市長へ請求するものとする。

（令7告示21・旧第12条繰下）

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定があった後においても、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定内容に違反したとき。
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定額の全部又は一部の取消しをしたときは、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金取消通知書（様式第10号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（令7告示21・旧第13条繰下）

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金返還通知書（様式第11号）により、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

2 市長は、第12条の規定による補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金返還通知書（様式第11号）により、当該超過した部分に関し、期限を定めてその返還を命ずる。

(令 7 告示21・旧第14条繰下)

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(令 7 告示21・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年10月 2 日告示第115号)

この告示は、令和 6 年10月 2 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 4 日告示第21号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項を削る改正規定は公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地
法人名
代表者名

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金交付申請書

年度浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業概要調書(様式第 2 号)
- 2 監理団体からの見積書(写し)
- 3 外国人雇用契約書(写し)
- 4 法人税の滞納がない旨を証する納税証明書
(地方税、県税及び国税の納税証明になるもの)

様式第2号(第5条関係)

事業概要調書

事業の名称		
事業の目的		
事業の概要	事業所名	
	対象者人数	
	実習内容	

(注)以下の資料をあわせて提出してください。

①外国人介護人材の受入れを確認できる書類(写し)

労働条件通知書、外国人登録証明書等

②その他参考資料

研修計画書、関連資料等

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長 印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日で申請のあった 年度浦添市外国人介護人材受入れ支援事業
補助金について、下記のとおり交付決定することを決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地
法人名
代表者名

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金変更等交付申請書

年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定を受けた事業の内容を変更等したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の内容 変更 ・ 中止 ・ 廃止
- 2 変更（中止又は廃止）の理由
- 3 変更前内容
- 4 変更後内容

添付書類

- ・事業概要調書
- ・積算に係る資料

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金変更等交付決定通知書

年 月 日で申請のあった浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金変更等交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申請の内容
- 2 変更前
- 3 変更後
- 4 その他

様式第 6 号(第 10 条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地
法人名
代表者名 印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金概算交付請求書

年 月 日付け浦添市指令第 号で通知を受けた補助金の交付決定について、補助金を概算交付して下さるよう下記のとおり請求します。

記

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
概算交付請求額								

(金額の先頭に¥を入れること。)

内訳

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
交付決定額								
交付済額								
今回請求額								
残 額								

(金額の先頭に¥を入れること。)

口座振替依頼書	
金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

様式第 7 号(第 11 条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地
法人名
代表者名

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり補助事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業名 浦添市外国人介護人材受入れ支援事業
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 実績額 _____ 円
- 3 添付書類
 - (1) 出勤簿(写し)
 - (2) 組合監理費等領収書(写し)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長 印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、報告された実績報告書及び添付書類を精査した結果、事業が適正に行われていると認め、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 円

様式第 9 号(第 13 条関係)

年 月 日

浦添市長 殿

所在地
法人名
代表者名 印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金精算請求書

年 月 日付け浦添市達第 号で通知を受けた補助金の額の確定について、
補助金を交付して下さるよう下記のとおり請求します。

記

精 算 請 求 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(金額の先頭に¥を入れること。)

内訳

補助金確定額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
交 付 済 額								
今回請求額								
残 額								

(金額の先頭に¥を入れること。)

口 座 振 替 依 頼 書	
金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

様式第 10 号(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け浦添市第 号で 決定・確定 された補助金について、
決定・確定 額の 全部・一部 を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 交付 決定・確定 額 | 円 |
| 2 取消しの額 | 円 |
| 3 取消しの理由 | |

様式第 11 号(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

殿

浦添市長

印

浦添市外国人介護人材受入れ支援事業補助金返還通知書

先に交付した補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 交付確定額 | 円 |
| 2 | 既交付済額 | 円 |
| 3 | 今回返還すべき額 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日 |
| 5 | 返還方法 | |